



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1299	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	1
1300	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
1301	和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等	(技術調査課).....	2
1302	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	7
1303	〃	(〃).....	7
1304	〃	(〃).....	8
1305	〃	(〃).....	8
1306	〃	(〃).....	9

○ 監査公表

監査公表第28号	9
----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1299号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
西口孝	内科	紀和病院	橋本市岸上18-1	令和 2.11.21
林部章	消化器外科	紀和病院	橋本市岸上18-1	令和 3.3.31

和歌山県告示第1300号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ粉河店

和歌山県紀の川市粉河762番

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第827号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年12月28日から令和4年1月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1301号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからツまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ セの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス カ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「有効な経営事項審査」という。）を受けていない者

チ 有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者。ただし、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」については「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高及び「解体」の平均完成工事高の合計が250万円以下である者

ツ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに掲げる期間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所とする。

ア 定期の申請をする者 令和4年1月7日から同年2月3日まで

イ 第1回追加の申請をする者 令和4年6月10日から同月24日まで

ウ 第2回追加の申請をする者 令和4年9月9日から同月26日まで

- エ 第3回追加の申請をする者 令和4年12月9日から同月23日まで
- オ 第4回追加の申請をする者 令和5年3月10日から同月24日まで
- カ 第5回追加の申請をする者 令和5年6月9日から同月23日まで
- キ 第6回追加の申請をする者 令和5年9月8日から同月25日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書(県内建設業者)
- イ 地方基準点数等一覧表
- ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表
- エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表
- オ 技術職員・CPD取得者数一覧表
- カ 職員名簿(技術職員以外)
- キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表
- ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書
- ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- コ 総合評定値の通知書の写し(特別の事由がある場合を除き、有効な経営事項審査の審査基準日(以下「経営事項審査基準日」という。)が次の(ア)から(キ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに掲げる期間に含まれるもの)
 - (ア) 定期の申請をする者 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
 - (イ) 第1回追加の申請をする者 令和3年1月1日から同年12月31日まで
 - (ウ) 第2回追加の申請をする者 令和3年3月1日から令和4年2月28日まで
 - (エ) 第3回追加の申請をする者 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで
 - (オ) 第4回追加の申請をする者 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
 - (カ) 第5回追加の申請をする者 令和4年1月1日から同年12月31日まで
 - (キ) 第6回追加の申請をする者 令和4年3月1日から令和5年2月28日まで
- サ 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が次の(ア)から(キ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに掲げる日以降のもの)
 - (ア) 定期の申請をする者 令和3年12月1日
 - (イ) 第1回追加の申請をする者 令和4年5月1日
 - (ウ) 第2回追加の申請をする者 令和4年8月1日
 - (エ) 第3回追加の申請をする者 令和4年11月1日
 - (オ) 第4回追加の申請をする者 令和5年2月1日
 - (カ) 第5回追加の申請をする者 令和5年5月1日
 - (キ) 第6回追加の申請をする者 令和5年8月1日
- シ 消費税及び地方消費税の納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が次の(ア)から(キ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに掲げる日以降のもの)
 - (ア) 定期の申請をする者 令和3年12月1日
 - (イ) 第1回追加の申請をする者 令和4年5月1日
 - (ウ) 第2回追加の申請をする者 令和4年8月1日
 - (エ) 第3回追加の申請をする者 令和4年11月1日
 - (オ) 第4回追加の申請をする者 令和5年2月1日
 - (カ) 第5回追加の申請をする者 令和5年5月1日

- (キ) 第6回追加の申請をする者 令和5年8月1日
- ス 有効な経営事項審査に係る法第27条の26に規定する経営規模等評価の申請に使用した損益計算書の写し(法人の場合は、完成工事原価報告書の写し)
- セ 同意書
- ソ 暴力団排除等に関する誓約書
- タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に関する遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに同法の遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書及びその研修(講習)において使用した資料の写し(表紙、目次等資料の概要が分かるページを数枚程度にまとめたもの)
- チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第2項の規定により和歌山県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習を受講している者は、その講習を修了したことを証明する書面の写し
- ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、かつ、その協定に同意している者は、その加入と同意を証明する書面
- テ IS9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト IS14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ニ 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、その業を行っていることを証明する次の(ア)又は(イ)の書面、産業廃棄物の処分を委託している者は、その委託していることを証明する次の(ウ)の書面
- (ア) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (イ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (ウ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し(次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる期間に締結したもののうち、主たるもの1件分)
- a 定期の申請をする者 令和3年1月1日から同年12月31日まで
- b 第1回追加の申請をする者 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- c 第2回追加の申請をする者 令和3年9月1日から令和4年8月31日まで
- d 第3回追加の申請をする者 令和3年12月1日から令和4年11月30日まで
- e 第4回追加の申請をする者 令和4年3月1日から令和5年2月28日まで
- f 第5回追加の申請をする者 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで
- g 第6回追加の申請をする者 令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
- ヌ 労働安全衛生法関係の資格を有する者又は建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)第2条第1項に規定する建設キャリアアップシステムに登録している者を雇用している者は、その雇用している者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- ネ 次世代育成支援等に関する取組を行っている者は、その取組を行っていることを証明する書面として、次に掲げる書面のうち該当するもの
- (ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- (イ) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- (ウ) わかやま健康推進事業所認定証の写し
- ノ 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者を雇用している者は、その雇用している者が当該講習を修了したことを証明する書面の写し

- ハ 建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定による認定を受けた能力評価基準に基づき実施された同告示第2条第3項に規定する能力評価が最上位の段階又は最上位に次ぐ段階に該当する者を雇用している者は、その雇用している者が当該段階に該当することを証明する書面の写し
- ヒ CPD（継続的な職業能力の開発（Continuing Professional Development）であって、建設業に従事する技術者に係るものに限る。）を支援する団体が提供する継続教育制度において推奨単位数以上の単位を取得した者を雇用している者は、その雇用している者が当該単位を取得したことを証明する書面の写し
- フ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- ヘ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主に該当する建設業者（以下「法定義務建設業者」という。）にあつては直近の同項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況についての報告書の写し、法定義務建設業者以外の者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ホ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載した次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- （ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- （イ）社会保険に加入しておらず、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
- （ウ）雇用保険に加入していない場合は、審査基準日以前6か月以内の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証
- マ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性を雇用している者は、当該若年者又は女性の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し
- ミ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- （ア）児童扶養手当証書
- （イ）ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
- （ウ）民生委員の証明書
- ム 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、当該2年の間雇用し、かつ、当該2年の間を経過する日から審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書
- メ 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るホ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- モ 審査基準日以前3年の間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- ヤ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書及び雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ユ 経営事項審査基準日において労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険保険関係成立届」の写し
- ヨ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ラ 経営事項審査基準日において社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
- リ ウからカまで、ク、ミ及びムに記載した職員に係るホ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ル スの経営規模等評価の申請において提出した技術職員名簿の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

持参又は郵送。郵送の場合には、3(1)に定める期間に必着させること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成23年1月19日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに掲げる期間とする。

(1) 定期の申請をする者 令和4年6月1日から令和6年5月31日まで

(2) 第1回追加の申請をする者 令和4年9月1日から令和6年5月31日まで

(3) 第2回追加の申請をする者 令和4年12月1日から令和6年5月31日まで

(4) 第3回追加の申請をする者 令和5年3月1日から令和6年5月31日まで

(5) 第4回追加の申請をする者 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

(6) 第5回追加の申請をする者 令和5年9月1日から令和6年5月31日まで

(7) 第6回追加の申請をする者 令和5年12月1日から令和6年5月31日まで

和歌山県告示第1302号

和歌山県和歌山市内原・紀三井寺の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和3年10月5日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市内原・紀三井寺の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市内原・紀三井寺の各一部地区

5 認証年月日

令和3年12月16日

和歌山県告示第1303号

和歌山県橋本市横座の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月11日から令和3年1月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市横座の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市横座の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年12月16日

和歌山県告示第1304号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月2日から令和3年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年12月16日

和歌山県告示第1305号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月2日から令和3年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年12月16日

和歌山県告示第1306号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年12月16日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

- 1 監査の対象
3の監査対象機関の財務に関する事務の執行
- 2 監査の着眼点
 - (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
 - (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
 - (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
 - (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。
- 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和3年10月22日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃

和歌山県かつらぎ警察署

〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県農林大学校

現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北工業高等学校

行政財産使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀北農芸高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。